

令和5年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和5年6月1日



## 目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和4年度専第17号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第2号	専決処分の承認について（令和4年度専第18号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	6
承第3号	専決処分の承認について（令和5年度専第3号 令和5年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号））……………	8
議第30号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議第31号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
議第32号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
議第33号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	16
議第34号	瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
議第35号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
議第36号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	22
議第37号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	23
議第38号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	24
議第39号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	25
議第40号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	26
議第41号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	27
議第42号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	28
議第43号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	29
議第44号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	30
議第45号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	31
議第46号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	32
議第47号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	33
議第48号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	34
議第49号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	35
議第50号	市道路線の廃止について……………	36
議第51号	市道路線の廃止について……………	37

議第 5 2 号	市道路線の廃止について	3 8
議第 5 3 号	市道路線の廃止について	3 9
議第 5 4 号	市道路線の認定について	4 0
議第 5 5 号	市道路線の認定について	4 1
議第 5 6 号	市道路線の廃止について	4 2
議第 5 7 号	市道路線の認定について	4 3
議第 5 8 号	財産の取得について	4 4
議第 5 9 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）	4 5

承第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第17号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第49条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様

式」を加え、同条第5項中「年14.6パーセント」を「当該税額に年14.6パーセント」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第51条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第99条第1項及び第5項並びに第102条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を次のように改める。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、  
3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、

同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則中第15条の2を削り、第15条の2の2を第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第3

0条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の瑞浪市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例



対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 18 号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 3 項」を「附則第 15 条第 3 2 項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第13項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第39項若しくは第46項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。

承第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第3号

令和5年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度瑞浪市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,353,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日 専決

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		891,712	8,000	899,712
	1 基金繰入金	868,089	8,000	876,089
歳入合計		16,345,700	8,000	16,353,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,842,770	8,000	1,850,770
	5 社会教育費	413,012	8,000	421,012
歳出合計		16,345,700	8,000	16,353,700

議第30号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第35条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第37条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異

動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第39条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第42条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「支払いを受けている者」を「支払を受けている者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同項第1号中「支給期間」を「支払期間」に、「支払い」を「支払」に改め、同項第2号中「支払い」を「支払」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「給与者」を「給与所得者」に、「特別徴収により徴収していない額」を「特別徴収の方法により徴収していない額」に改め、同条第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「日以後において」を「金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「においては、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の規定の例によって当該納税者に還付する」を「において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改め、同項ただし書を削る。

第48条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び

均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第48条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する  
場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」  
を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」  
を「により」に改める。

第48条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「  
には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第1  
7条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市  
町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定  
を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」  
に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみな  
す」に改める。

第83条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及  
び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第  
13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を  
「100分の35」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に  
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第35条の3第2項並びに第39条の見出し及び同条第1項の改  
正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第42条第2項、第45条、  
第48条、第48条の2及び第48条の6の改正規定並びに附則第15  
条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並び  
に附則第3条第1項（この条例による改正後の瑞浪市税条例（以下「新  
条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第  
2項の規定 令和6年1月1日

（2） 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1  
月1日

（市民税に関する経過措置）



第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき瑞浪市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第83条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第 3 1 号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「令和 3 年度及び」を削り、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 3 0 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議第 3 2 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 条第 1 項中「令和 3 年度及び」を削り、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 議第 3 3 号

### 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

### 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市分担金徴収条例（昭和 6 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「岐阜県土地改良事業負担金及び分担金徴収条例」を「岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例」に、「第 4 条の 2 第 1 項」を「第 4 条の 2 第 2 項」に改める。

別表土地改良事業の部県単独土地改良事業の款かんがい排水事業の項中「1 0 0 分の 2 4」を「補助残額の 1 0 0 分の 4 0」に改め、同款ほ場整備事業の項中「1 0 0 分の 2 8」を「補助残額の 1 0 0 分の 4 0」に改め、同款農道整備事業の項中「1 0 0 分の 2 4」を「補助残額の 1 0 0 分の 4 0」に改め、同款ため池等整備事業の項中「ため池等整備事業」を「農地防災対策事業」に、「1 0 0 分の 2 4」を「補助残額の 1 0 0 分の 4 0」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に着手する県単独土地改良事業に係る分担金について適用し、同日前に着手した県単独土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

## 議第34号

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの項中「13,200円」を「20,400円」に、「4,400円」を「6,800円」に改め、同表大会議室の項中「4,800円」を「7,800円」に、「1,600円」を「2,600円」に改め、同表中会議室の項中「3,600円」を「6,000円」に、「1,200円」を「2,000円」に改め、同表小会議室の項中「3,000円」を「5,100円」に、「1,000円」を「1,700円」に改める。

別表第2焼成炉（電気炉 15キロワット）の項中「3,600円」を「4,700円」に、「6,600円」を「8,600円」に改め、同表焼成炉（電気炉 6キロワット）の項中「1,600円」を「2,000円」に、「2,900円」を「3,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用許可を受けたものに係る使用料について適用し、同日前に利用許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

議第 3 5 号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号中「きょう体」を「筐体」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。



別表第7を次のように改める。

## 別表第7 削除

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の瑞浪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第36号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
遠山英俊	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 3 7 号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
水 野 安 喜	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第38号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
小栗智幸	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 3 9 号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
安 田 清 和	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第40号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
渡邊美孝	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第41号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
大山理晴	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第42号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
勝股増夫	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※



議第43号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
鈴木録郎	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 4 4 号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
奥 村 正 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第45号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
足立正之	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第46号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
土屋敏子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第47号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
加納富雄	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第48号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
安藤良一	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第49号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
成瀬良美	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第50号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
24	平岩4号線	日吉町字蔵ノ田8889番1地先 日吉町字西平8904番地先	



議第51号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
70	白倉・鳥ヶ平線	日吉町字桜ノ木2214番1地先 日吉町字鳥ヶ平2771番1地先	

議第52号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
600	馬屋線	北小田町1丁目45番地先 北小田町1丁目33番地先	

議第 5 3 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
4 7 3	名滝・浦田 1 号線	土岐町字浦田 3 4 5 6 番 1 地先 土岐町字東半入道 3 6 4 9 番地先	

議第54号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1684	浦田・南半入道線	土岐町字浦田3456番1地先 土岐町字南半入道3724番地先	

議第55号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1685	南半入道・東半入 道線	土岐町字南半入道3724番地先 土岐町字東半入道3649番地先	

議第56号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
493	公文垣内西定2号 線	釜戸町字西定587番2地先 釜戸町字西定572番4地先	

議第 5 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 6 8 6	西定線	釜戸町字西定 5 8 7 番 2 地先 釜戸町字西定 5 7 4 番 9 地先	

## 議第58号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | コンバーチブル型ノートパソコン 204台<br>ノートパソコン 83台       |
| 2 取得の方法  | 一般競争入札                                    |
| 3 取得金額   | 41,437,000円                               |
| 4 取得の相手方 | 岐阜県瑞浪市一色町4-13<br>株式会社中央ビジネス<br>代表取締役 桑原一平 |



議第 5 9 号

令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 5, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 5 7 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,913,428	171,190	2,084,618
	2 国庫補助金	565,064	171,190	736,254
16 県支出金		1,002,277	27,245	1,029,522
	2 県補助金	331,687	27,245	358,932
19 繰入金		899,712	25,725	925,437
	1 基金繰入金	876,089	25,725	901,814
21 諸収入		294,259	1,140	295,399
	4 雑入	167,382	1,140	168,522
歳入合計		16,353,700	225,300	16,579,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,842,526	4,290	1,846,816
	1 総務管理費	1,453,245	4,290	1,457,535
3 民生費		5,376,780	154,630	5,531,410
	1 社会福祉費	2,904,128	123,850	3,027,978
	2 児童福祉費	2,246,006	30,780	2,276,786
4 衛生費		1,895,331	7,300	1,902,631
	1 保健衛生費	797,552	7,300	804,852
6 農林水産業費		269,511	18,560	288,071
	1 農業費	220,634	18,560	239,194
7 商工費		527,555	39,860	567,415
	1 商工費	527,555	39,860	567,415
8 土木費		1,545,655	0	1,545,655
	4 都市計画費	327,129	0	327,129
10 教育費		1,850,770	660	1,851,430
	5 社会教育費	421,012	660	421,672
歳出合計		16,353,700	225,300	16,579,000

